

地域医療再生計画について

資料5-1

○ 経緯

平成22年度補正予算において、地域医療再生基金（※）に係る交付金の拡充が盛り込まれる各都道府県で地域医療再生計画案を提出、国の審査のうえ、交付額が決定

【対象地域】 3次医療圏単位（都道府県単位）※北海道のみ6地域

【予算総額】 2,100億円（基礎額15億円×52地域＋加算額1,320億円）

⇒各地域120億円が限度（東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）は120億円確保）

【条件等】 ・50億円以上の計画 施設整備費として2億円以上の基金が交付される医療機関全体で原則として10%以上の病床削減を行うこと。（非過剰地域は5%以上）
 ・80億円以上の計画 病院の統合再編を行うこと。
 ・施設整備費にあっては事業者等負担が総額の1/2以上であることが評価の目安

【計画期間】 平成25年度までの3年間

【提出期限】 6/16（震災等により期限延長）

「地域医療連携のための有識者会議」（座長：名古屋大学医学部附属病院 松尾病院長）において検討（医療圏ごとに開催した地域医療連携検討ワーキング等で意見聴取）

【内示】 国（厚生労働省）に設置する有識者による会議（7月中に開催予定）を受け、地域ごとの交付額を内示（8月頃）

※ 地域医療再生基金

国の交付金（50億円）を財源に各都道府県で設置。平成25年度までの間、この基金を順次取り崩しながら事業を実施

○ 平成21年12月策定の本県地域医療再生計画

【対象地域】 尾張地域（海部医療圏及び尾張西部医療圏）

東三河地域（東三河北部医療圏及び東三河南部医療圏）

【事業内容】 ① 医師育成・派遣体制の構築

② 救急医療体制の構築

③ 周産期医療体制の構築